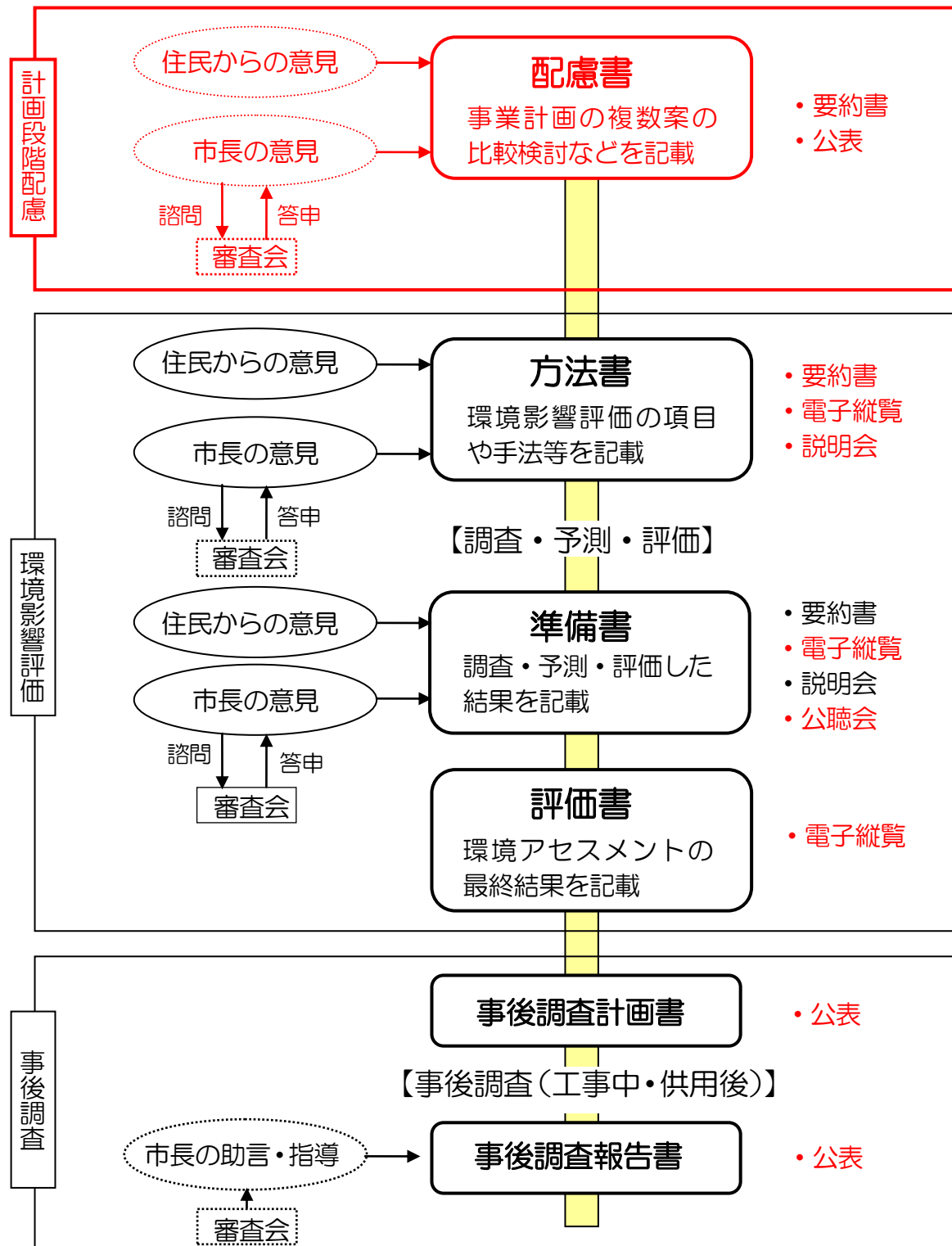


改正環境影響評価条例の流れ（案）

（赤字・赤線は現行制度からの変更点。点線は任意規定）



【その他の改正】 風力発電事業を対象事業に追加（施行規則の改正）

検討の内容

【配慮書手続の新設】
 法改正を踏まえ、事業の早期段階における環境配慮を図るため、計画段階配慮書（配慮書）に係る手続を導入する。

【方法書手続等の改正】

- 方法書を要約した図書（要約書）の作成及び方法書段階での説明会の開催を規定する。
- 方法書の電子縦覧を規定する。なお、方法書以外にも準備書、評価書についても電子縦覧を規定する。

【準備書手続の改正】
 準備書段階における公聴会の開催を規定する。

【事後調査手続の改正】
 事後調査計画書及び事後調査報告書の公表を規定する。

風力発電所を条例の対象事業に追加するもの。

検討の理由

- 現行条例では、配慮書に係る手続を規定していない。
- 事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましいとされていることから、法改正が行われた。

- 方法書は、法や条例の制定時の想定と比べて、分量が多く、専門的な内容も多く盛り込まれており、住民にわかりやすく周知するため、要約書の作成が改正法により義務づけされた。
- 同様の理由により、説明会の開催も改正法で義務づけされた。
- 方法書、準備書及び評価書の電子縦覧が改正法で義務づけされた。

- 環境影響評価条例を制定している都道府県・政令市 62 団体のうち 51 団体が既に公聴会制度を導入済みである。
- これまで公聴会の開催を求める要望などは提出されていないが、住民からの意見提出機会の拡充を図る目的から、本市でも導入について検討する必要がある。

- 事後調査については、事後調査計画書及び事後調査報告書の作成、市長への提出を規定しているが、公表については規定していない。
- 事後調査の内容を市民等が確認できる仕組みがない。

- 政令改正で風力発電事業が法の対象事業となった。
- 再生可能エネルギーの導入促進と相まって、今後、風力発電所の増加が予想されるため。